

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所公益通報者保護規程

〔平成18年4月1日
制 定〕

平成19年11月1日改正

平成21年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 通報処理体制（第3条—第9条）

第3章 当事者の責務（第10条—第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）における公益通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、研究所の業務運営等に関する違法、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）の早期発見と是正を図り、もって研究所のコンプライアンスの強化に資することを目的とする。

（他の規程との関係）

第2条 次の各号に掲げる事案については、当該規程の定めるところにより処理するものとする。

- 一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（平成18年4月1日制定）に規定する事案
- 二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程（平成19年11月1日制定）に規定する事案

第2章 通報処理体制

（通報等窓口）

第3条 研究所は、職員等からの通報を受け付ける窓口及び不正行為等に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「通報等窓口」という）を置く。

2 通報等窓口は、監査室をもって充てる。

(通報の方法等)

第4条 通報等窓口の利用方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談によるものとする。

(通報者及び相談者)

第5条 通報等窓口の利用者（以下「通報者等」という。）は、職員等とし、次のとおりとする。

- 一 研究所の役職員
- 二 研究所を退職した者
- 三 研究所に勤務している派遣労働者
- 四 その他関係業者等の研究所と業務上の関係を有する者

(調査)

第6条 通報された事項に関する事実関係の調査は、理事を公益通報者保護責任者（以下「責任者」という。）として行う。

- 2 責任者は、調査する内容に関連する部、センター又は課の職員からなる公益通報調査チーム（以下「調査チーム」という。）を設置することができる。
- 3 通報の処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- 4 責任者は、第1項に定める調査を終了した時は、通報の概要、調査結果及び当該通報の事実の認否（認められる場合は、その是正措置等を含む。）を理事長及び監事に報告しなければならない。

(協力義務)

第7条 各部、各センター及び各課は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、責任者及び調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、研究所は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第9条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、研究所は、当該行為に関与した者に対し、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第10条 研究所は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇そ

の他いかなる不利益取扱いを行ってはならない。

- 2 研究所は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な処置を執らなければならない。
- 3 研究所は、通報者等に対して不利益取扱や嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、その者に対して処分を課することができる。

（個人情報の保護）

第11条 研究所及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

- 2 研究所は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、処分を課することができる。

（通知）

第12条 通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、監査室は、速やかに通報者に対し通報を受領した旨を通知するものとする。

- 2 通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、責任者は、今後の対応について通報者に通知するものとする。
- 3 研究所は、通報者に対して、調査結果及び是正結果（是正措置を講じる必要のない場合はその旨及びその理由）について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第13条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

- 2 前項の場合において、研究所は、当該通報をした者に対し、処分を課することができる。

（相談又は通報を受けたものの責務）

第14条 監査室に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の上司、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報処理終了後の確認等）

第15条 研究所は、通報処理終了後、不正行為等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善すること、新たな是正措置及び再発防止策を講じるものとする。

（周知徹底の義務）

第16条 研究所は、職員に対し、研究所における公益通報処理の仕組みやコンプライアンスの重要性について周知徹底させなければならない。

第4章 雑則

(職員等以外の者からの通報に対する準用)

第17条 職員等以外の者からの通報については、第2章及び第3章に規定する公益通報の処理に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第18条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。